

戦没者等のご遺族の皆様へ

第十一回特別弔慰金の請求期限が近づいています。**令和5年3月31日まで**にご請求ください。

※期限を過ぎると受ける権利がなくなるためご注意ください。

■支給対象となる方

令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族一人に支給します。

支給対象者は、戦没者等の死亡当時のご遺族で

- 1 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- 4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪 など)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

【代理申請の場合、委任状等が必要となります】

■支給内容

国債名称 第十一回特別弔慰金国庫債券 い号
額 面 25万円(5年償還)

■請求窓口

津田・志度地区の方 ⇒生活環境課(本庁舎1階)
大川・寒川・長尾地区の方 ⇒長寿介護課(寒川庁舎1階)
(注)各出張所では、請求申請手続きはできません。

【問】香川県長寿社会対策課 ☎(087)832-3277
さぬき市長寿介護課 ☎(0879)26-9904

市民講座『しあわせ温か』を開催します

あった かふえ

日程・テーマ等

※日程は変更する場合があります。

回	日程	テーマ	内容
1	9月16日(金)	なかま	知り合うことの楽しさ・喜び・嬉しさ
2	10月21日(金)	様々な立場	ちがっていることが尊い
3	11月18日(金)	人の見方	いろんな見方
4	12月16日(金)	もう少し深く考えてみよう	招かれなかったお誕生会

開催時間 18:30~20:00(90分程度)

開催場所 辛立文化センター
(さぬき市長尾西1694番地)
☎(0879)52-1684

すべての人がお互いに認め支え合い、自分らしく生きられる、そんなしあわせで温かな「まちづくり」を一緒に考えてみませんか。『しあわせ温かかふえ』は、“人が生まれながらに持っている権利”について、様々な立場の人がつどい、本音を語り合い、学び合う場所です。

週末の夜、自分の心と向き合う時間は、暮らしを豊かにします。

初めの方も、ぜひ、お申し込みください!!

『しあわせ温かかふえ』サポーターが皆さんをお待ちしています!

自分らしく生きられるって?

住みよいまちづくりって?



参加申込方法

対象 本市に在住する方、お勤めの方、通学している方
※原則4回参加をお願いします。

定員 30名(先着順) **参加料** 無料

申込締切 8月15日(月)
電話・メール・FAXでお申し込みください。

申・問

さぬき市 市民部 人権推進課

TEL:(087)894-9088 FAX:(087)894-3000

Mail: jinkensuishin@city.sanuki.lg.jp

『しあわせ温かかふえ』についてと伝えていただき、参加者氏名・住所・連絡先を教えてください。

お申し込みはこちらから



※2021年1月発行内閣府他関係省庁から出されたパンフレットより抜粋
【問】さぬき市青少年育成センター ☎(0879)26-9976

ポイント3

SNSでのいじめや誹謗中傷、どう対処すべき?

相談しやすい親子関係を作り、子供の話はじっくり聞いてあげてください。また、気軽な投稿が、他人を傷つけることがある取り、インターネットにあげた言葉や写真は後から取り消しができないことも、子供に伝えましょう。

ポイント4

写真・動画の安易な投稿が危険を招く

面白がって撮ったものや、友人・知人の情報が含まれるものを投稿することで、不快感やトラブルを生むことがあります。どんな投稿がトラブル原因になるか親子で考えましょう。特に裸の写真は、撮ったり、持ったり、送ったりは、全て違法行為です。



ポイント1

長時間利用の中身に注目

「連絡? 遊び? それとも勉強?」
学習での活用も増え、子供のインターネット利用時間もより一層長くなっています。時間の長さだけでなく、何にどう使っているかを、一緒に確認しましょう。

ポイント2

ゲームプレイは個からグループへ

ゲームの中でつながる仲間との関係ができ、トラブルや犯罪に巻き込まれることもたくさんあります。子供がどんなゲームをしているか知っておくとともに、対象年齢に達しているか確認したり、スマホやゲーム機のペアレンタルコントロール機能を活用したりして、子供の安全利用を見守りましょう。

ネット・スマホのある時代の子育て
保護者が知っておきたい
4つの大切なポイント
青少年育成センターだより